

森林環境税・森林環境譲与税ってなあに？



森林環境税・森林環境譲与税は、温室効果ガスの排出削減などを目的として、未整備の森林を市町村が整備するために導入されるものです。

市内には、山林所有者や環境活動団体のご協力により未整備の森林はほとんどありません。

健全な森林を維持するためには、

「植える」⇒「育てる」⇒「使う」といった「森の循環サイクル」を進めることが重要であるため、本市では、木材を積極的に「使う(活用する)」取り組みを進めてまいります。

❁ どんなしくみなの？ ❁

(各市町村に交付)

森林環境税

国民1人※1 年1,000円

納税義務者



令和6年度～

森林環境譲与税

年約1,800万円 ※2

市川市

令和元年度～

※1 対象者は納税義務者の方となります。

※2 市への譲与額は、人口、人工林面積、林業就業者数で決定されます。

❁ 何につかうの？ ❁ ※3 <森の循環サイクルを推進>

- 公共施設の机、椅子等の木材を用いた製品を購入する
- 公共施設の建築資材として木材を利用する など

※3「森林整備及びその促進に関する費用」の範囲で事業を幅広く弾力的に実施することができます。

❁ 今後はどうするの？ ❁

- ①**基金**を作り、積み立てます。
- ②**千葉県**のガイドラインを参考に、使いみちを決めていきます。使いみちは公表する義務があります。

【お問い合わせ】
市川市 環境部
生活環境整備課
047-712-6307